

各 位

会 社 名 シェアリングテクノロジー株式会社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 CEO 森吉 寛裕
 (コード：3989 東証グロース)
 問 合 せ 先 管 理 部 長 矢野 悟
 (TEL. 052-414-6025)

第三者割当による第13回新株予約権の発行 (信託型新株予約権インセンティブプラン) に関するお知らせ

当社は、2023年7月28日付の取締役会において、第三者割当により、第13回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること及び新株予約権信託（以下「本信託」といいます。）を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、信託型新株予約権インセンティブプランとは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するというインセンティブ制度であります。

記

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2023年8月14日
(2) 新株予約権の総数	2,300個
(3) 新株予約権の発行価額	総額759,000円（本新株予約権1個当たり金330円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：230,000株（新株予約権1個につき100株）
(5) 資金調達の額	138,069,000円（差引手取概算額：133,069,000円）（注） （内訳）新株予約権発行による調達額：759,000円 新株予約権行使による調達額：137,310,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行使価額	1株あたり 597円（固定）
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	受託者 有見康佑に対して第三者割当の方法によって行います。
(8) そ の 他	本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の取締役及び従業員（以下「当社役職員等」といいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。 当社は、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランではなく、信託を用いた本インセンティブプランを活用することにより、当社従業員、及び当社子会社取締役又は執行役員（以下「当社従業員等」といいます。）を対象として、当社への貢献度に応じて、あらかじめ

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	<p>定めた本新株予約権の交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社従業員等の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、当社従業員等の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。</p> <p>なお、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。</p> <p><主な行使条件></p> <p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「受託者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下「受益者」又は「本新株予約権者」といいます。）のみが本新株予約権を行使できることとする。</p> <p>② 本新株予約権者は、2024年9月期から2026年9月期までのいずれかの事業年度に係る決算短信に記載された連結営業利益の連続する2事業年度で合計した金額が2,500百万円以上となった場合（以下「業績達成要件」といいます。）に、当該決算短信の公表日の翌日以降、行使することができる。なお、本新株予約権の割当日以後、当社が決算期末を9月末から他の月末に変更した場合には、変更後の最初に到来する決算期末から、業績達成要件への合致を判断するものとする。</p> <p>③ 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員であることを要するものとする。但し、かかる要件を満たさない場合においても、正当な理由があると当社取締役会が判断した場合にはこの限りではない。</p> <p>④ 本新株予約権者が就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は、背信行為があった場合、解任、又は、降格以上の懲戒処分を受けた場合など、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>⑤ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑧ 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<本インセンティブプラン導入の目的及び理由>

当社は、当社従業員等のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役である森吉寛裕を委託者（以下「本委託者」といいます。）とし、有見康佑を受託者（以下「本受託者」又は「有見氏」といいます。）とする新株予約権信託設定契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結し、本信託を活用したインセンティブプランを実施いたします。

本委託者は、本インセンティブプランを実施するため、本信託契約の定めに従って、本受託者に対してその手許資金を信託します。そのうえで、本受託者は、本新株予約権の総数を引受けるとともに、信託拠出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。そして、本受託者が取得した本新株予約権は、2024年9月期から2026年9月期までのいずれかの事業年度に係る決算短信に記載された連結営業利益の連続する2事業年度で合計した金額が2,500百万円以上となった、当該決算短信の公表日の翌営業日（以下「交付日」といいます。）において、受益者となる当社従業員等（以下「受益者」といいます。）に分配されることとなります（詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。）。但し、本委託者は本インセンティブプランの対象となる受益者から除外されています。なお、受益者は、交付ガイドラインに従い、評価委員会によって指名されます。評価委員会は、原則として監査等委員を含む取締役会の構成員によって構成され、取締役会の構成員の中から、その過半数を社外役員が占めるような形で人選が行われることとされています。

なお、当社の交付ガイドライン上、当社は、当社従業員等全体を対象として、当社が行う人事評価の結果に従って一定以上の役割等級等の従業員等に対して付与されるポイントの多寡に応じて比例按分的に交付するポイント制度により、本新株予約権の配分を行うこととしております。具体的には、当社は、人事評価期間に当社従業員等に対して行われる人事評価を反映して当社従業員等の役割等級等を決定するものとして、当該人事評価期間の翌日時点における一定以上の役割等級等に応じて付与されるポイントに基づき、交付日に比例按分して交付されることとなります。

以上のとおり、当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、一般的に実施されているストックオプションのような、発行時点に対象者の範囲と付与個数を決定する従来型のインセンティブプランとは異なり、交付日までの期間中、その時在籍する当社従業員等に対して、人事評価結果を反映した役職・等級に見合った数量の本新株予約権を交付することで、役職及び等級に基づき期待される役割・責任を十全に果たし、より一層当社への貢献・活躍を期待するものであります。また、本インセンティブプランは、現在の当社従業員等に対するインセンティブであるとともに、今後新規で当社従業員等となる者に対しても同じ条件の新株予約権を使ったインセンティブの配分を行うことで、当社の株価上昇局面において採用活動に弾みをつけることを期待するものであります。

即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、①従業員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、②発行後に入社する従業員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本新株予約権を、本信託の趣旨に従って交付日までの期間中の当社従業員等の貢献又は新規採用者への貢献期待に応じて将来的に分配することが可能であり、将来採用される従業員に対しても、今後の業績達成条件が達成された場合に見込まれる株価上昇に先立ち発行された、既存の従業員と同じ業績達成条件と権利行使価額を持つ本新株予約権の配分が可能となるなど、従来型のインセンティブプランの課題を克服することが可能となっております。また、本インセンティブプランでは、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社従業員等で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

さらに、本新株予約権には、当社の営業利益に関する業績達成条件が定められております。具体的には、2024年9月期から2026年9月期までのいずれかの事業年度に係る決算短信に記載された連結営業利益の連続する2事業年度で合計した金額が2,500百万円以上となることが必要とされています。前回2020年5月に導入したインセンティブプランにおいては、売上収益が前年比120%となることを業績達成要件とされておりましたが、今後は、売上収益の向上に重点を置いたフェーズから、売上収益に

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

加え、継続的に営業利益を確保することが求められるフェーズに移行していると判断していることから営業利益の指標を選択し、達成要件となる水準は、当社の「暮らしのお困りごと」事業が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、多様な機関投資家から投資対象となるべく、幅広い市場の選択肢を持つことを見据え、安定的かつ優れた収益基盤を有すると判断いただける基準を念頭に設定されております。当該条件を設定することにより、本インセンティブプランの対象となる当社従業員等の業績達成意欲をより一層向上させ、当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できます。

以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様利益にも資するものであると考えております。

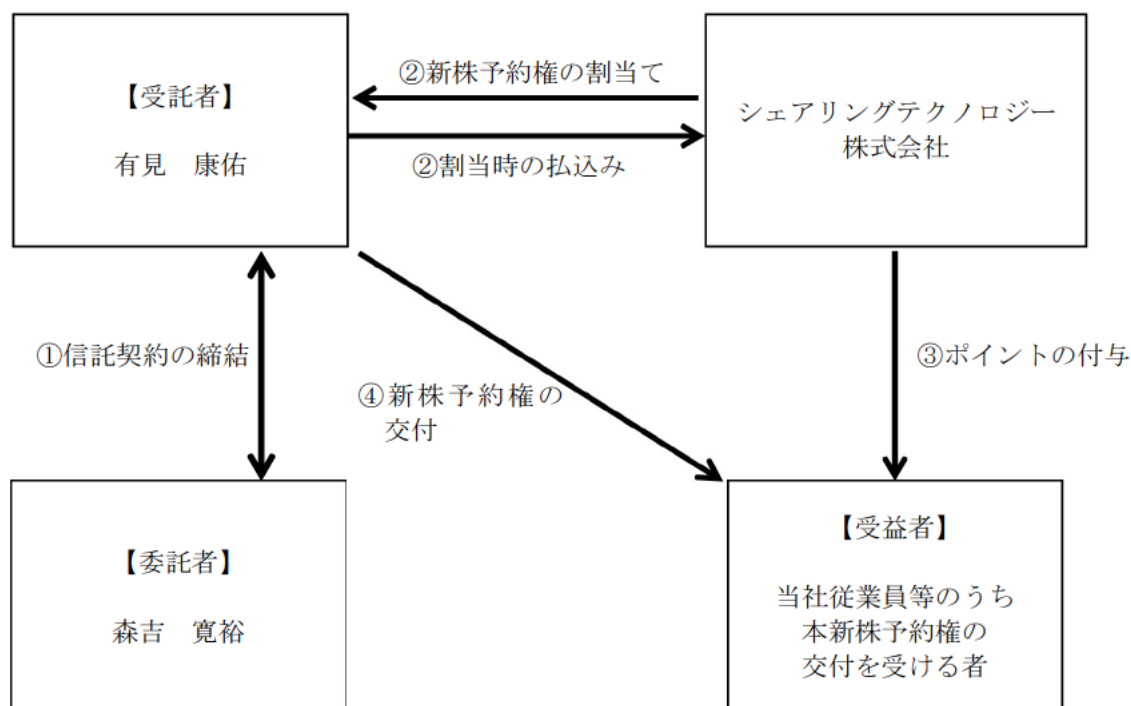
なお、当社は、2023年7月28日付の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く）を割当先とする第14回新株予約権を発行することを決議いたしました（詳細は、本日開示の「第14回新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。）。これは、当社の取締役（監査等委員を除く。）に対しては、直接に新株予約権を割り当てることで当社の企業価値の向上や業績目標の達成に対してより一層のコミットメントを示すことが適切であると考えられることを理由とするものであります。当社は、信託を用いた本インセンティブプランと同一の業績目標を行使条件とした有償新株予約権を合わせて活用することにより、当社役員等の全員が当社の結束力及び一体感を高め、より一層意欲及び士気を向上させてくれることを期待するものであります。

<本信託の概要>

名称	新株予約権信託設定契約
委託者	森吉 寛裕（当社代表取締役）
受託者	有見 康佑（公認会計士・税理士）
受益者	新株予約権交付日に受益者として指定された者 （受益者確定手続きを経て特定されるに至ります。）
信託契約日（信託期間開始日）	2023年8月4日
信託期間満了日	2024年9月期から2026年9月期までのいずれかの事業年度に係る決算短信に記載された連結営業利益の連続する2事業年度で合計した金額が2,500百万円以上となった、当該決算短信の公表日
本新株予約権の交付日	当該決算短信の公表日（信託期間満了日）の翌営業日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	信託期間満了日時点の当社従業員等のうち、本信託契約に基づき、本新株予約権の交付日時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である2023年8月4日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されており、その内容は、上記<本インセンティブプラン導入の目的及び理由>に記載のとおりです。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<本インセンティブプランの概要図>



- ① 本委託者である森吉寛裕が本受託者である有見氏との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。
 - ② 当社は、本信託の設定を前提に、2023年7月28日開催の取締役会決議に基づき、本受託者に対して本新株予約権を発行し、受託者である有見氏は、上記①で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を交付日まで保管します。
 - ③ 当社は、交付ガイドラインの定めに従い、人事評価期間中の当社への貢献度等に応じて、当社従業員等に対し交付する本新株予約権の個数を決定する基準となるポイントを付与し、当該ポイントの数に応じて、各当社従業員等に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。
 - ④ 本信託の信託期間満了日に、受益者が確定し、本受託者が保管していた本新株予約権が受益者に分配されます。
- ※ 本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の普通株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。
- ※ 本受託者が死亡した場合については、信託法第62条第1項に基づき、本信託契約に基づき新たな受託者が選任されることになります。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
138,069,000	5,000,000	133,069,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額 (759,000 円) に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 (137,310,000 円) を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値算定費用及びその他事務費用 (有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等) の合計額であります。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社役職員等の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者から本新株予約権の交付を受けた当社従業員等の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計 (東京都港区元赤坂一丁目1番8号) に本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の発行にかかる取締役会決議の前取引日の東京証券取引所における当社株価終値 597 円/株、株価変動性 (ボラティリティ) 79%、配当利回り 0%、無リスク利率 0.0% や本新株予約権の発行要項に定められた条件 (行使価額 597 円/株、満期までの期間 4.4 年、業績条件) に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、1 個当たりの評価結果を 330 円と算出しております。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の 1 個当たりの払込金額を当該算出結果と同額である 330 円に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日 (2023 年 7 月 27 日) の東京証券取引所における普通取引の終値 597 円を参考として、当該終値と同額の 1 株 597 円に決定いたしました。

なお、当社監査等委員会から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 230,000 株 (議決権数 2,300 個) であり、2023 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 21,837,600 株 (議決権数 216,175 個) を分母と

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

する希薄化率は1.05%（議決権の総数に対する割合は1.06%）に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社役員等との一体感との結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める業績にかかる目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

なお、本新株予約権の行使により発行される株式の総数230,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は約1,200,000株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様への利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 氏名	有見 康佑
(2) 住所	愛知県名古屋市中村区
(3) 職業の内容	公認会計士・税理士 SKETT 会計事務所（愛知県名古屋市中村区十王町7-17 三鈴ノール101）所長
(4) 上場会社と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	割当予定先は、当社の会計・税務に関するアドバイザー業務の提供を受けており、当該アドバイザー業務に対して対価を支払っております。

- (注) 1. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2023年7月28日現在のものです。
2. 当社は、割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても第三者機関が提供しているデータベース「日経リスク&コンプライアンス」を利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査し、反社会的勢力等とは関係がないことを確認しており、割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が、本受託者を本新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、本受託者である有見氏の厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託（商事信託）ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となることが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの額を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本信託における本受託者の主たる業務は、①信託期間中に当該本新株予約権を管理すること、②信託期間満了日に本新株予約権を受益者へ分配すること及び③本信託の維持にかかる法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。

さらに、有見氏は、公認会計士・税理士業を業としており、本信託の受託者として必要とされる毎事業年度の納税事務を行う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。そして、有見氏は、従来当社に対してアドバイザー業務を提供していただいていることから、当社への理解及び当社との信頼関係においても十分に信頼に足り得ると判断いたしました。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

以上の理由から、当社は、有見氏を本新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である有見氏は、本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を信託期間満了日まで保有し、その後、受益者（受益者適格要件を満たす者のうち受益者となる意思表示をした者）へ交付することとなっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、委託者である森吉寛裕が当初信託金相当額を保有していることを本委託者の預金通帳の写しを入手することにより確認するとともに、2023年8月4日に締結される予定の信託契約書案を確認することによって委託者が当該当初信託金相当額を割当日に先立ち割当予定先に対して拠出し、割当日において割当予定先が信託財産として保有する予定であることを確認することで、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を確認しております。

(5) その他重要な契約等

上記の本信託契約のほか、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2023年3月31日現在）		募集後	
綿引 一	8.29%	綿引 一	7.81%
野村證券株式会社	6.52%	野村證券株式会社	6.14%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5.30%	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4.99%
株式会社SBI証券	4.53%	株式会社SBI証券	4.26%
楽天証券株式会社	3.93%	楽天証券株式会社	3.70%
MORGAN STANLEY & CO. LLC (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	3.14%	MORGAN STANLEY & CO. LLC (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	2.95%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2.75%	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2.59%
吉岡 裕之	2.02%	吉岡 裕之	1.91%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1.79%	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1.68%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.76%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.66%

- (注) 1. 募集前の保有比率は、2023年3月31日現在の株主名簿上の株式数を基準とし、2023年3月31日現在の総議決権数に2023年4月1日から同年6月30日までの間に新株予約権の行使により増加した株式に係る議決権数6,067個を加算した数で除して算出しております。
2. 募集後の保有比率は、2023年3月31日現在の所有議決権数を、2023年3月31日現在の総議決権数に2023年4月1日から同年6月30日までの間に新株予約権の行使により増加した株式に係る議決権数6,067個並びに本新株予約権の目的である株式及び第14回新株予約権の目的である株式にかかる議決権数を加算した数で除して算出しております。
3. 上記表中の持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
4. 割当予定先である有見氏は、割当られた本新株予約権の信託にかかる事務手続き及び管理を行うことだけを目的とし、信託満了後は本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を受益者へ交付することを約していることから、募集後の大株主及び持株比率には表示していません。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

5. 本インセンティブプランの性質上、現時点において、本新株予約権の交付を受ける受益者が確定していないことから、受益者は募集後の大株主及び保有比率には表示しておりません。
6. 第14回新株予約権については、行使条件として業績達成要件を設定しており、交付されることが確定的でないことから、割当予定先を募集後の大株主及び保有比率には表示しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、2023年5月15日に発表いたしました2023年9月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

なお、2020年に5月に導入した信託型新株予約権インセンティブプランにつきましては、2023年5月に発表されました国税庁の見解に従い、行使された日の属する年分の給与所得として、適切に処理を実施しております。

9. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
連結売上高	3,987百万円	3,531百万円	4,429百万円
連結営業利益又は営業損失（△）	364百万円	△1,130百万円	401百万円
連結税引前利益又は税引前損失（△）	329百万円	△1,151百万円	390百万円
親会社の所有者に帰属する連結当期利益又は当期損失（△）	△1,181百万円	△1,119百万円	472百万円
基本的1株当たり連結当期利益又は当期損失（△）	△61.76円	△51.83円	21.88円
1株当たり配当金	—円	—円	—円
1株当たり親会社所有者帰属持分	50.49円	7.72円	30.20円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2023年3月31日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	21,837,600株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	2,492,600株	11.41%
下限値の行使価額における潜在株式数	—	—
上限値の行使価額における潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式数は、ストックオプション及び第12回新株予約権によるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
始値	414円	443円	190円
高値	612円	480円	327円

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

安値	139 円	173 円	84 円
終値	442 円	193 円	262 円

② 最近 6 ヶ月間の状況

	2023 年 2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
始値	265 円	329 円	464 円	498 円	594 円	734 円
高値	386 円	473 円	513 円	614 円	807 円	742 円
安値	265 円	327 円	429 円	462 円	585 円	567 円
終値	334 円	471 円	494 円	594 円	727 円	597 円

(注) 2023 年 7 月の株価については、2023 年 7 月 27 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023 年 7 月 27 日現在
始値	577 円
高値	603 円
安値	574 円
終値	597 円

- (4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

シェアリングテクノロジー株式会社 第13回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の総数

2,300 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 230,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、330 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計が、本新株予約権発行にかかる取締役会決議の前取引日である 2023 年 7 月 27 日の東京証券取引所における当社株価の終値 597 円/株、株価変動性 79%、配当利回り 0%、無リスク利率 0.0% や本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2023 年 7 月 27 日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金 597 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに合併、会社分割、株式交換及び株式交付による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年11月1日から2027年12月31日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できるものとする。

② 本新株予約権者は、2024年9月期から2026年9月期までのいずれかの事業年度に係る決算短信に記載された連結営業利益の連続する2事業年度で合計した金額が2,500百万円以上となった場合（以下、「業績達成要件」という。）に、当該決算短信の公表日の翌日以降、行使することができる。なお、本新株予約権の割当日以後、当社が決算期末を9月末から他の月末に変更した場合には、変更後の最初に到来する決算期末から、業績達成要件への合致を判断するものとする。

③ 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要するものとする。但し、かかる要件を満たさない場合においても、正当な理由があると当社取締役会が判断した場合にはこの限りではない。

④ 新株予約権者が就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、背信行為があった場合、解任、又は、降格以上の懲戒処分をうけた場合など、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

⑤ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2023年8月14日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社は、以下の各号に掲げるいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）において、当社取締役会が別途取得日を定めたときは、当該取得日に、取得日時点で残存する本新株予約権の全部を無償で取得する。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑥ 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）承認の議案
 - ⑦ 特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. (4) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2023年8月14日

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。